

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
東伊豆町	稲取地区(カーネーション産地)	2021年3月19日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	3.30 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	3.30 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	0.80 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.30 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.06 ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

本地域は、平坦な農地が狭く、点在していることから耕作条件の良い農地が少ない。こうした中、各生産者は狭小な農地を使って高い栽培技術により高品質なカーネーションを生産している。
後継者のいない生産者が半数以上を占めることから、今後未利用ハウスが発生し、産地の維持が厳しい状況になるおそれがあるので、現生産者が離農した後を引き受ける後継者の確保が課題である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

各生産者が高い技術による高品質なカーネーション生産を行っていることから、当面は生産者全員が中心経営体となってカーネーション産地を維持・発展させていく。
中心経営体が離農及び規模縮小する場合には、未利用ハウスの発生を防止するため、ハウスを活用する第3者を含めた後継者の確保と省力化等により安定した経営をする中心経営体を育成し、産地の維持発展を図る。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を 営む範囲
認農	A	カーネーション	0.460 ha	カーネーション	0.460 ha	
認農	B	カーネーション	0.125 ha	カーネーション	0.125 ha	
認農	C	カーネーション	0.180 ha	カーネーション	0.180 ha	
認農	D	カーネーション	0.495 ha	カーネーション	0.495 ha	
認農	E	カーネーション	0.505 ha	カーネーション	0.571 ha	
認農	F	カーネーション	0.425 ha	カーネーション	0.425 ha	
認農	G	カーネーション	0.447 ha	カーネーション	0.447 ha	
認農	H	カーネーション	0.280 ha	カーネーション	0.280 ha	
認農	I	カーネーション	0.429 ha	カーネーション	0.429 ha	
計	9人		3.346 ha		3.412 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・中心経営体等の規模拡大

家族経営のため、労働力が限られており現状では規模拡大が困難であることから、省力化技術の導入や出荷調整作業等の外注等作業の省力化により、規模拡大が可能な経営を目指す。

・農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が離農及び規模縮小する場合には、機構が借受者の探索を行う等の農地バンクの機能を活用し、他の中心経営体や就農希望者への貸付けを進めていく。

規模拡大等で農地の借入を行う場合も、農地バンクの機能により長期的な借り入れがしやすくなるため、農地中間管理事業を活用する。

・第三者等への継承

後継者のいない中心経営体が、経営継続するためには第三者継承等の検討が必要となるため、研修会や専門家派遣事業を活用して継承等の方法の理解を促進し、次世代の農業経営につなげていく。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。